



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
令和元年7月19日（金）

担当	島根労働局雇用環境・均等室 室長 河嶋 小百合 労働紛争調整官 浅野 広記 電話 0852-31-1161
----	--

島根労働局における平成30年度の個別労働紛争解決制度の 施行状況を公表します

～民事上の個別労働関係紛争に関する相談「いじめ・嫌がらせ」が10年連続最多～

島根労働局（局長 たむら かずみ 田村 和美）では、平成30年度に総合労働相談コーナー等に寄せられた労働相談、個別労働関係紛争に関する相談等の状況を取りまとめたので公表します。

【ポイント】

民事上の個別労働関係紛争に関する相談件数は、3年連続で減少しました。
相談内容では、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が10年連続最多でした。

【概要】

1 総合労働相談件数（第2図）

平成30年度 6,443件（平成29年度 6,151件）

平成29年度と比較して292件（4.7%）増加しました。

相談内容の内訳（※）では「法令・制度の問い合わせ」が5,734件（71.7%）と最も多く、次いで「民事上の個別労働関係紛争」が1,384件（17.3%）、「法施行事務（監督権限の行使等）」が645件（8.1%）となっています。

（※相談内容が複数にまたがるものがあるため、内訳の総件数は7,996件になります。）

2 民事上の個別労働関係紛争相談件数（第3図、第4図、第5図、第6図、第7図）

平成30年度 1,384件（平成29年度 1,470件）

平成29年度と比較して86件（5.9%）減少しました。

相談内容の内訳（※）では「いじめ・嫌がらせ」が569件（35.7%）と最も多く、次いで「自己都合退職」が236件（14.8%）、その他の労働条件が159件（10.0%）、「解雇」が126件（7.9%）となっています。

（※相談内容が複数にまたがるものがあるため、内訳の総件数は1,592件になります。）

3 労働局長による助言・指導の申出受付件数（第1表）

平成 30 年度 39 件 （平成 29 年度 37 件）

要処理事案 42 件（平成 30 年度申出分 39 件＋平成 29 年度からの繰越分 3 件）のうち、解決したのは 32 件で解決率は 76.2%となり、平成 29 年度の解決率 70.3%を 5.9 ポイント上回りました。

申出を受け付けた後、ほぼ 1 か月以内に処理を終了しています。

4 紛争調整委員会によるあっせんの申請受理件数（第 2 表）

平成 30 年度 20 件 （平成 29 年度 28 件）

申請を受理し、あっせんを開催した事案の 10 件（※）のうち、合意が成立したものは 6 件で合意率は 60.0%となり、平成 29 年度の合意率 55.6%を 4.4 ポイント上回りました。申請受理後 2 か月以内に処理を終了しています。

（※：平成 29 年度からの繰越 5 件を含み、あっせん不参加 11 件、取下げ 1 件、次年度への繰越 3 件を除く、10 件）

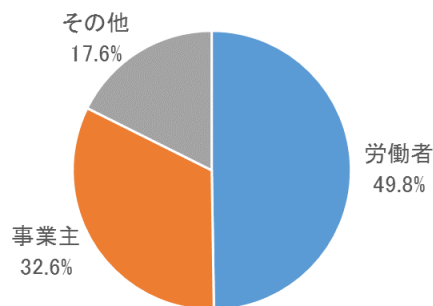
1 総合労働相談の状況

島根労働局の総合労働相談コーナー及び各労働基準監督署等へ寄せられた労働関係（法令・制度の問い合わせ等を含む。）を含むあらゆる相談の件数は、平成 30 年度は 6,443 件で、平成 29 年度（6,151 件）と比較して 292 件（4.7%）増加となりました。

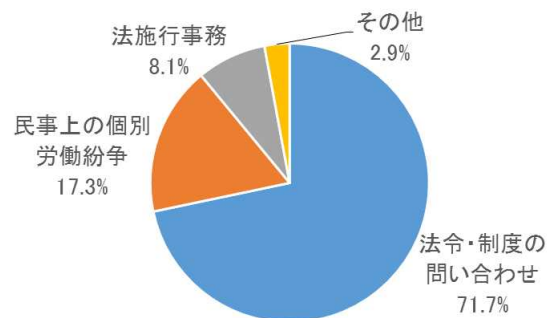
相談者の種類は、「労働者」が 3,206 件（49.8%）、「事業主」が 2,100 件（32.6%）、「その他」が 1,137 件（17.6%）となっています（第 1 図参照）。

相談内容の内訳は、「法令・制度の問い合わせ」が 5,734 件（71.7%）と最も多く、次いで「民事上の個別労働紛争」が 1,384 件（17.3%）、「法施行事務（監督権限行使、行政指導の実施）」が 645 件（8.1%）、「その他」が 233 件（2.9%）の順となっています（第 2 図参照）。

第 1 図 相談者の種類



第 2 図 相談内容の内訳



2 民事上の個別労働関係紛争に係る相談状況

労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）の違反を伴わない、職場内のいじめ・嫌がらせや解雇等の「民事上の個別労働関係紛争」の相談件数は 1,384 件で、平成 29 年度と比較して 86 件（5.9%）の減少となりました（第 3 図参照）。

相談者の種類は、「労働者」が 1,125 件（81.3%）、「事業主」は 99 件（7.2%）となっています（第 4 図参照）。

労働者の就労状況は、正社員が 635 件（45.9%）と最も多く、短時間労働者が 260 件（18.8%）、有期雇用労働者が 167 件（12.1%）、派遣労働者が 62 件（4.5%）となっています（第 5 図参照）。

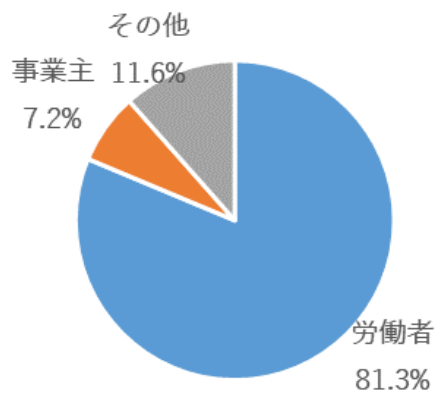
相談内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 569 件（35.7%）、次いで「自己都合退職」が 236 件（14.8%）、「その他の労働条件」が 159 件（10.0%）、「解雇」が 126 件（7.9%）の順となっており、この 4 項目で全体の 68%以上を占めています（第 6 図、第 7 図参照）

第3図 民事上の個別労働紛争相談件数

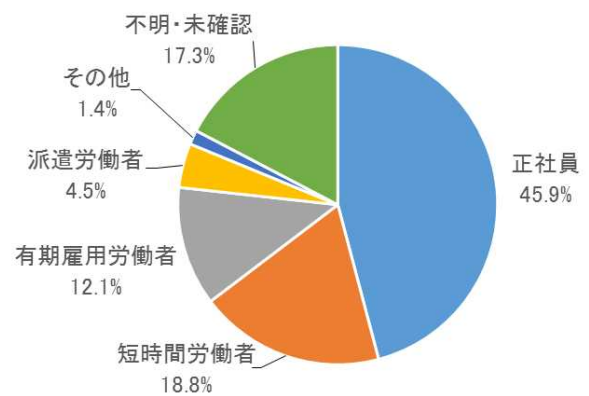


第4図 相談者の種類

※合計値は、四捨五入の端数処理の関係で 100%にならないことがある。

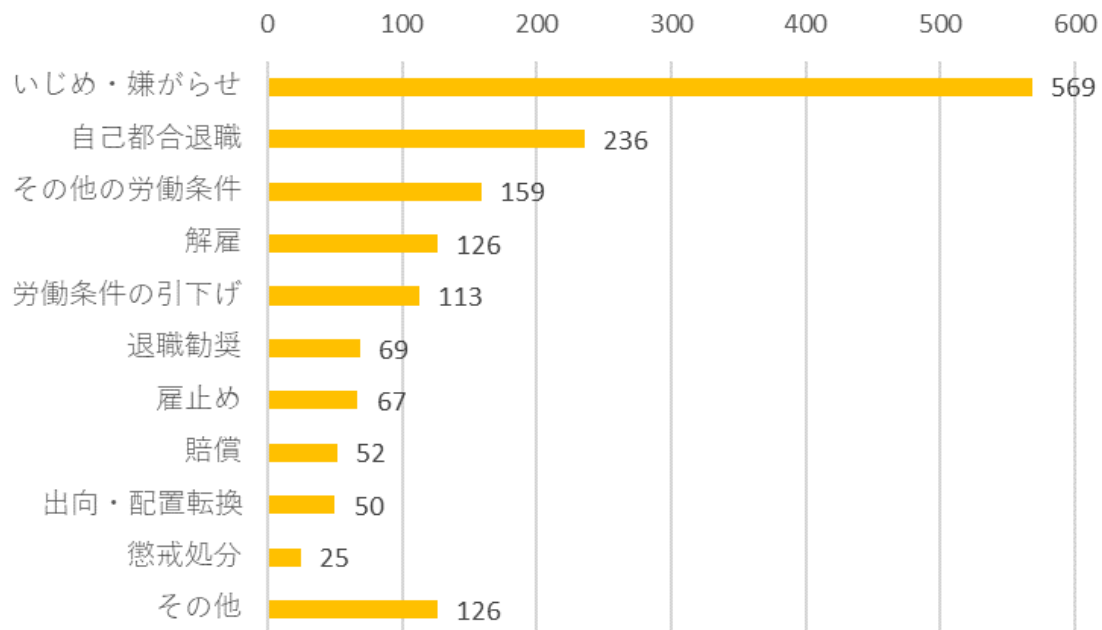


第5図 労働者の形態

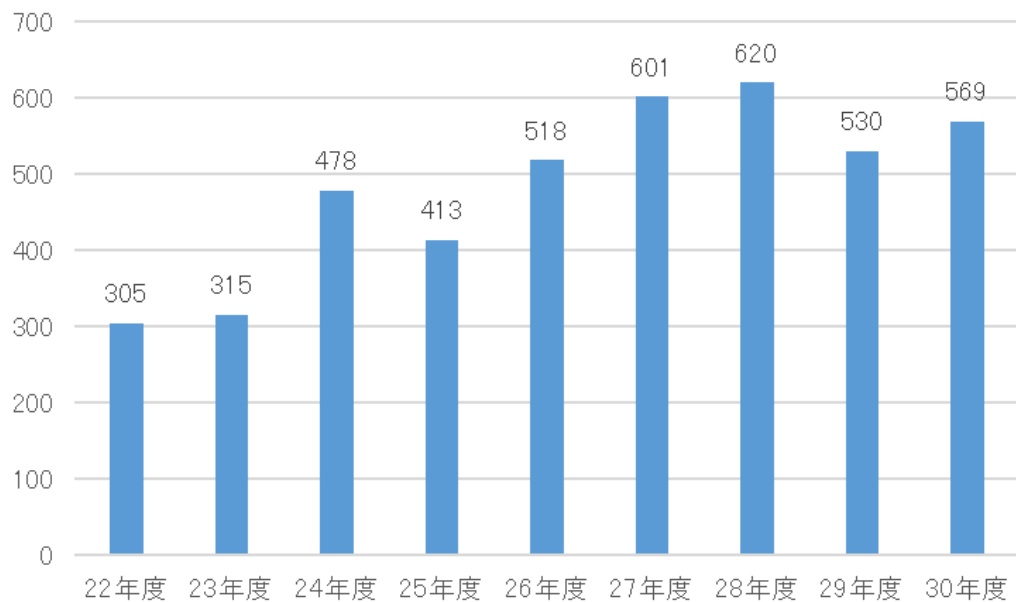


第6図 民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳

(※内訳が複数にまたがる相談があるため、合計件数は1,592件になる。)



第7図 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数 年度別の推移



3 労働局長による助言・指導の運用状況

労働局長が紛争当事者に対し、個別労働関係紛争の問題点を指摘して解決の方向を示唆することにより、自主的に紛争の解決を促進する制度である「労働局長による助言・指導」の申出受付件数は39件で、平成29年度の37件より2件（5.4％）の増加となっています（第1表参照）。

助言・指導の申出内容は、「自己都合退職」が13件と最も多く、「いじめ・嫌がらせ」が12件、「その他」が4件の順となっています。

申出を受け付けた42件（平成29年度からの繰越含む）のうち、解決したものは32件で解決率は76.2％と、平成29年度の解決率70.3％を5.9ポイント上回っています。

第1表 平成30年度労働局長の助言・指導の運用状況

紛争の内容	申出 件数	前年度から 繰越し	助言・指導実施		次年度へ 繰り越し
			解決	未解決	
解雇	1	0	1	0	0
労働条件引き下げ	3	1	2	2	0
出向・配置転換	1	1	2	0	0
退職勧奨	0	0	0	0	0
懲戒処分	1	0	0	1	0
採用内定取消	0	0	0	0	0
雇止め	2	0	0	2	0
昇給・昇格	0	0	0	0	0
自己都合退職	13	0	12	1	0
その他の労働条件	2	0	2	0	0
定年・年齢差別	0	0	0	0	0
雇用管理改善等	0	0	0	0	0
労働契約の承継	0	0	0	0	0
いじめ・嫌がらせ	12	1	9	4	0
教育訓練	0	0	0	0	0
人事評価	0	0	0	0	0
賠償	0	0	0	0	0
その他	4	0	4	0	0
合 計	39	3	32	10	0

※1つの事案につき、複数にまたがる申出がある場合は、主な申出内容で計上しています。

平成 30 年度の労働局長の助言・指導の実施事例

事例1：いじめ・嫌がらせ	
事案の概要	猛暑のなか、屋外作業が続き体調を崩したため、配置転換を含め上司へそのことを伝えたが「嫌なら辞めてもらっていい。」と言われた。事業主にも申し出たが「気を付けるように。」という声掛け程度の対応であった。 良好な職場環境を整えるなど、適切に対応するよう事業主に対する助言を申し立てたもの。
助言・指導の内容・結果	事業主に対し、使用者には労働者の心身の安全に配慮しなければならない義務があることを説明の上、改善を促すなど助言したところ、屋内作業場への配置転換が実施され、体調が回復した。
事例2：自己都合退職	
事案の概要	事業主に対し、就業規則等に則り退職予定日の2か月以上前に退職届を提出するも受理されなかった。それが複数回に及び退職の引き延ばしが行われている。希望どおり退職できるよう、事業主に対する助言を申し立てたもの。
助言・指導の内容・結果	事業主に対し、就業規則の遵守および民法の解約規定等を説明の上、それを踏まえた取扱をするよう助言したところ、申立人と事業主の話し合いが行われ、円満退職となった。

4 紛争調整委員会によるあっせん状況

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家（弁護士、大学教授、社会保険労務士）が入り紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによりその解決を促進する制度である「紛争調整委員会によるあっせん」の申請件数は 20 件で、平成 29 年度（28 件）より 8 件（28.6%）減少となりました（第 2 表参照）。

紛争の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が 11 件で全体の 55.0%を占め、次いで「解雇」、「雇止め」、「その他の労働条件」が各 3 件（15.0%）となっています。

申請を受理し、あっせんを開催した事案の 10 件（※）のうち、合意が成立したものは 6 件で合意率は 60.0%となり、平成 29 年度の合意率 55.6%を 4.4 ポイント上回りました。

（※：平成 29 年度からの繰越 5 件を含む。不参加 11 件、取下げ 1 件、次年度への繰越 3 件を除く 10 件）

第 2 表 平成 30 年度島根紛争調整委員会におけるあっせん実施状況

紛争の内容	申請 件数	前年度から 繰越し	あっせんを開催		不参加	取下げ	次年度へ 繰越し
			合意	打切			
解雇	3	3	0	2	2	0	2
労働条件引き下げ	0	1	1	0	0	0	0
出向・配置転換	0	0	0	0	0	0	0
退職勧奨	0	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0	0
採用内定取消	0	0	0	0	0	0	0
雇止め	3	0	0	1	1	0	1
昇給・昇格	0	0	0	0	0	0	0
自己都合退職	0	0	0	0	0	0	0
その他の労働条件	3	0	1	0	2	0	0
定年・年齢差別	0	0	0	0	0	0	0
雇用管理改善等	0	0	0	0	0	0	0
労働契約の承継	0	0	0	0	0	0	0
いじめ・嫌がらせ	11	1	4	1	6	1	0
教育訓練	0	0	0	0	0	0	0
人事評価	0	0	0	0	0	0	0
賠償	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計	20	5	6	4	11	1	3

注：1つの事案につき、複数にまたがる紛争がある場合は、主な紛争内容で計上しています。

平成 30 年度の紛争調整委員会におけるあっせんの実施事例

事例： いじめ・嫌がらせ	
事案の概要	上司からのいじめ・嫌がらせがあり、事業主に対し良好な職場環境を形成するよう求めたが拒否された。精神的苦痛を被ったので補償金の支払いを求めるとしてあっせんを申請したもの。
あっせんの ポイント・結果	あっせん委員が労使双方の主張及び争点を取りまとめ、関係法令や判例に照らして当事者間の調整を図ったところ、いじめがあったことを一部認め、解決金を支払うことで合意が成立した。

個別労働紛争解決システム

